

『九訂版 図解・租税法ノート』追録

# 平成 29 年度 税制改正の要旨

## I 個人所得課税

### 1 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

- ① 所得控除額 38 万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限を 150 万円（合計所得金額 85 万円）に引き上げる

控除額は逡減し、配偶者の給与収入金額約 201 万円（合計所得金額 123 万円）で消失する

- ② 納税者本人に所得制限を導入し、給与収入金額 1,120 万円（合計所得金額 900 万円）で控除額が逡減を開始し、1,220 万円（合計所得金額 1,000 万円）で消失する

（注）上記の改正は、平成 30 年分以降の所得税から適用する

### 2 積立 NISA の創設

積立・分散投資に適した一定の投資信託に対して定期かつ継続的な方法で投資を行う「積立 NISA」を創設する。この積立 NISA は、年間投資上限額 40 万円、非課税期間 20 年、現行の NISA とは選択適用になっている

## II 資産課税

### 1 事業承継税制（非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度）の見直し

- ① 災害時等における雇用確保要件の緩和
- ② 相続時精算課税制度との併用を認める

（注）上記の改正は、平成 29 年 1 月 1 日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税から適用する

### 2 国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し

- ① 住所が一時的である外国人同士の相続等については、国外財産を課税対象にしない
- ② 相続人又は被相続人が 10 年以内に住所を有する日本人の場合は、国内及び国外双方の財産を課税対象とする
- ③ 10 年以内に住所を有する外国人から相続又は遺贈により外国人が取得した場合には、国内・国外財産が相続税の課税対象になる

（注）上記の改正は、平成 29 年 4 月 1 日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税から適用する

### 3 居住用超高層建築物（タワーマンション）に係る課税（固定資産税）の見直し

タワーマンションに係る固定資産税の税額の按分方法を、最近の取引価格の傾向を踏まえたものに見直し

階層別専有床面積補正率 → 1階を100とし、階がーを増すごとに、これに10を39で除した数を加えた数値とする

（注）平成30年度から新たに課税されることとなるタワーマンション（平成29年4月1日前に売買契約が締結されたものを除く）から適用する

### 4 償却資産に係る特例措置の対象追加

中小事業者等が取得する一定の機械・装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、地域・業種を限定した上で、その対象に一定の工具、器具、備品等を追加する

### 5 相続税等の財産評価の適正化

#### ① 取引相場のない株式の評価の見直し

- ・ 類似業種比準方式についての見直し

イ 類似業種の上場株式の株価について、現行に課税時期の属する月以前2年間平均を加える

ロ 類似業種の上場株式の配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、連結決算を反映したものとする

ハ 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について、1：1：1とする

#### ② 広大地の評価について、現行の面積に比例的に減額する評価方法から、各土地の個性に応じて形状・面積に基づき評価する方法に見直すとともに、適用要件を明確化する

#### ③ 株式保有特定会社（保有する株式及び出資の価額が総資産価額の50%以上を占める非上場会社をいう）の判定基準に新株予約権付社債を加える

（注）①は、平成29年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用する

②及び③は、平成30年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用する

## Ⅲ 法人課税

### 1 研究開発税制の見直し

① 総額型の税額控除率（改正前：8～10%、中小法人12%）を試験研究費の増減割合に応じた税額控除率（6%～14%、中小法人12～17%）とする制度に改組

② 高水準型の適用期限を2年延長

③ 試験研究費の範囲に、新たなサービスの開発に係る一定の費用を追加

④ 特別試験研究費の対象費用や手続きの見直し

## 2 所得拡大促進税制の見直し

- ① 大法人について、平均給与等支給額要件の見直し（改正前：前年度超→前年度比2%以上増）
- ② 平均給与等支給額が前年度比2%以上増加した場合の控除税額の拡充（改正前：雇用者給与等支給額の平成24年度からの増加額の10%→雇用者給与等支給額の前年度からの増加額の2%（中小法人12%）を加算）

## 3 コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備

- ① 法人税の申告期限の特例の見直し（会計監査人設置会社が事業年度終了後3ヶ月を超えて株主総会期日を設定する場合に、最大4ヶ月間の申告期限の延長を認める）
- ② 役員給与等の損金算入要件の見直し（利益連動給与について、株価に連動したものや、複数年度の利益に連動したものを損金算入の対象に追加する等）
- ③ 組織再編税制等の見直し（事業の一部を独立会社とする会社分割等について、一定の要件の下で、組織再編税制の対象に追加する等）

## 4 中堅・中小企業の支援

- ① 地域中核企業向け設備投資促進税制の創設（「地域未来投資促進法」に基づく設備投資に対して特別償却又は税額控除ができる制度を創設）
- ② 中小企業投資促進税制の拡充（中小企業投資促進税制の上乗せ措置（生産性向上設備等に係る即時償却等））について、中小企業経営強化税制として改組し、全ての器具備品・建物附属設備を対象に追加

## 5 地方拠点強化税制の拡充

無期かつフルタイムの新規雇用に対する税額控除額の引上げ等

# IV 消費課税

## 1 酒税改革

- ① 税率構造の見直し
  - イ ビール系飲料の税率 → 平成38年10月に、1キロリットル当たり、155,000円（350ミリリットル換算54.25円）に一本化（3段階で実施）
  - ロ 醸造酒類（清酒、果実酒等）の税率 → 平成35年10月に、1キロリットル当たり100,000円に一本化（2段階で実施）
  - ハ その他の発泡性酒類（チューハイ等）の税率 → 平成38年10月に、1キロリットル当たり100,000円に（350ミリリットル換算35円）に引上げ
- ② ビールの定義の拡大（麦芽比率要件の緩和や副原料の拡大）
- ③ 地方創生に資する税制改正（訪日外国人旅行者等向け酒蔵ツーリズム免税や焼酎特区の創設）

## 2 車体課税の見直し

- ① 自動車重量税及び自動車取得税のエコカー減税の見直し
- ② 自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の見直し

## 3 到着時免税店の導入

到着時免税店において購入した物品を現行の携帯品免税制度の対象に追加

## 4 仮想通貨（ビットコイン）の消費税非課税

資金決済法に規定する仮想通貨の譲渡について消費税を非課税とする

## 5 地方消費税の精算基準の見直し

平成 26 年商業統計の小売年間販売額へのデータ更新を行う際に、通信・カタログ販売、インターネット販売を除外する

併せて、人口と従業者数の割合を人口 17.5%（改正前：15%）、従業者数 7.5%（改正前：10%）に変更する

# V 国際課税

## 1 外国子会社合算税制の見直し

外国子会社合算税制について、租税回避リスクを外国子会社の外形（税負担率）ではなく、個々の活動内容（所得の種類等）により把握する仕組みへ見直す

見直しに当たっては、次のようにするが、企業の事務負担に配慮する

- 経済実体がない、いわゆる受動的所得は合算対象
- 実体のある事業からの所得は、子会社の税負担率にかかわらず合算対象外

# VI 納税環境整備

## 1 国税犯則調査手続等の見直し

I C T 化の進展を踏まえた電磁的記録の証拠収集手続の整備等をする

## 2 災害等に関する税制上の措置

これまで災害ごとに特別立法で手当てしてきた対応を常設化し、災害対応の税制基盤を整備する